

総 発 第 3 3 5 号  
令和 4 年 2 月 2 4 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様  
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年1月19日付監発第61号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
建築課	<p>注意 事項</p> <p>○実績報告書が規則、要綱どおりに提出されていないもの</p> <p>危険ブロック塀等撤去費補助金実績報告書と共に市請求書の提出を求めているが、請求年月日・請求金額・明細金額欄については空欄で提出するよう指示している。</p> <p>請求書については、適正な形で提出するよう指示するとともに、法令を遵守した業務に努めること。</p>	<p>課内で、市請求書の請求年月日・請求金額・明細金額欄については、空欄提出の指示を改め補助申請者が記入することを周知徹底した。</p> <p>今後は、市請求書の処理については適正な形で受領処理を行っていく。</p>